

Checkしてる？

今年の最低賃金

…都道府県ごとに毎年見直しされています。
しっかり確認して、楽しく一所懸命に働ける
よりよい職場にしていきましょう！

2024年10月13日から愛媛県の

地域別最低賃金は

956円時給

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。
この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースも
あります。詳しくは、連合へご相談ください。

知らなかった
なんて…



Check! 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者に適用されます。

Check! 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります。違反には罰金も！

Check! 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合は差額を請求できます。



「ちょっと不安」と思ったら、すぐになんでも労働相談ホットラインへ

労働相談チャットボット
「ゆにぼ」



☎ 0120-154-052



連合愛媛

〒790-0066
愛媛県松山市宮田町132-1
四国ろうきん松山ビル4F

東予地域協議会

〒792-0025
愛媛県新居浜市一宮町2-4-3 かねだビル2F西
☎0897-32-2171

中予・今治地域協議会

〒790-0066
愛媛県松山市宮田町132-1 四国ろうきん松山ビル4F
☎089-961-1911

南予地域協議会

〒799-0040
愛媛県宇和島市中央町2-4-10 宇和島労働会館2F
☎0895-28-6679